

参考資料（地方税関係）

（復興増税）

- 政府・与党合意・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置（要綱）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（復興支援税制）

- 東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応（地方税）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

平成 23 年 9 月 28 日

政府・与党合意

1. 政府は、日本郵政株式の売却をはじめとする税外収入等による財源確保に努め、財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレームの見直しの際に、その財源確保額を織り込むこととする。
仮に、財源確保額が、復興の財源フレームに見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。
2. 集中復興期間中の復旧・復興対策の事業規模とその財源（復興の財源フレーム）については、「復興の基本方針」に沿って、一定期間経過後、事業の進捗等を踏まえて見直しを行う。
3. 5年間の集中復興期間における残り 13兆円程度財源確保については、歳出削減及び税外収入による財源確保額が 5兆円程度であることを前提に時限的な税制措置を講じる。
4. なお、10年間トータルの税外収入等は段階を経て 7兆円になり、結果として、増税額は 9.2兆円になる。そのため、
 - (1) JT 株式会社についてはたばこ関連産業への政府の関与のあり方を勘案の上政府保有義務の見直しを検討、
 - (2) エネルギー対策特別会計の保有株式についてはエネルギー政策の観点から踏まえつつ保有のあり方を検討することにより、売却可能となった政府保有株式をできる限り速やかに売却することとする。
5. また、
 - (1) 日本郵政株式会社について、郵政改革関連法案の早期成立を図り、成立後の日本郵政株式会社の経営状況等を勘案しつつ、できる限り速やかに売却する
 - (2) 上記の結果得られる日本郵政株式の売却収入金については、

今後 10 年間を基本として、復興債の償還財源に充てることにより、さらに時限的な税制措置の減額に努めることとする。

6. 上記 1.、2.、4.、及び 5. については、与野党協議を前提に、復興財源の確保に関する法律（仮称）に規定する。

7. 上記 1. 及び 4. については、今後 10 年間を基本としつつ、財源確保額については、2 兆円程度を想定し、時限的な税制措置を講じる。

復興財源（B型肝炎対策財源を含む）としての税制措置（要綱）

民主党税制調査会役員会

東日本大震災からの復旧・復興の加速化をめざし、現在、政府・与党一体となって、第三次補正予算編成を進めているところである。第三次補正予算を含む5年の「集中復興期間」における所要額などから、1次・2次補正、歳出削減等を除いた部分については、東日本大震災復興基本法、復興の基本方針及び三党合意等に基づき、復興債で対応しなくてはならない。

復興債の償還財源にかかる税制上の措置について、以下の通り考えるものである。国民の皆様が理解が得られるよう、負担のあり方について丁寧に説明する一方、議員定数削減等、国会議員がまず身を切るべきである。また、公務員宿舎、国有地、独立行政法人等の資産の売却の具体化、公務員人件費削減等、官も身を切るべきである。

1. 税目

- 復興債の償還財源としては、「今を生きる世代全体で連帯し」「分かち合う」という「復興の基本方針」の精神によれば消費税が適当との声もあった。
- しかし、社会保障・税一体改革成案において、消費税を社会保障財源に充てるとしたことなどから、所得税・法人税を中心とすべきとの判断に至った。
- たばこ税について、所得税付加税を抑制する観点から、臨時的に上乘せする。その際は、葉たばこ農家や小売り・雇用への影響などを鑑み、政府及びJTは対策に万全を期すべきである。
この臨時的措置は、健康の観点から課税のあり方を検討すべきとの基本的考え方を踏まえたものであり、今後、たばこ税については、こうした基本的考えに基づき、たばこ事業法を含むたばこ事業のあり方とともに引き続き検討を行うものとする。
- なお、地方税については、全国の地方団体で予定されている緊急防災・減災事業の地方負担分等（0.8兆円程度（推計））に関し、地方団体自ら財源を確保する観点から、個人住民税均等割及び地方たばこ税を臨時的に上乘せする。

2. 税率・期間

- 臨時の税制措置は湾岸戦争時の先例はあるが、経済に配慮する観点から、負担を抑制しつつ、できる限り早期に措置を終える。このため、10年を基本としつつ、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。
- 所得税付加税（4.0%、10年間）の始期は、経済が一定程度回復してから開始すべきとの観点から、平成25年1月とする。また、個人住民税均等割の標準税率引上げ（500円／年、5年間）の始期は、個人負担増の激変緩和の観点等から、平成26年6月とする。
- 法人税については雇用促進に配慮しつつ、法人税付加税（10%）は、本則税率等について平成23年度改正を着実に実施することとした上で、経済成長戦略の観点から、平成24年4月から3年間とする。
- たばこ臨時特別税（1円／本、10年間）については、周知期間も必要なことから、平成24年10月から開始する。同様に、地方たばこ税（1円／本、5年間）の充当については、国のたばこ臨時特別税と始期を合わせて実施することとする。
- 以上について、三党合意等を踏まえ、平成23年度税制改正事項とともに与野党協議を行う。

3. その他

- 臨時の税制措置の規模を抑制する観点から、平成23年度改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する（所得税については、平成24年から5年間、個人住民税については平成25年度から4年間）。
- 資産課税については、平成23年度税制改正（相続税増税＋贈与税減税）を確実に実施する。
- 臨時の税制措置の趣旨を明確にするため、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称を例えば、「復興特別所得税」、「復興特別法人税」「復興特別たばこ税」とする。
- 政府与党は、引き続き税外収入等による財源確保に努める。将来において財源確保額が確定した場合には、それ以降の時点における復興の財源フレーム

の中に織り込むこととする。

仮に、財源確保額が、福島原発事故への対応などを含む財源フレームの見直しによる事業規模の増加額よりも多い場合には、時限的な税制措置を減額する。

なお、上記に加え、三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入などの平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指すものとする。

上記を整理した参考資料は別添のとおり。

以上

参考資料

1. 所得税
 - ・ 現行の所得税額に対して4.0%の時限的な付加税を創設する。
 - ・ 平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
 - ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
 - ・ 平成23年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成24年分からとする。
2. 法人税
 - ・ 平成23年度税制改正（法人実効税率の引下げ＋課税ベース拡大）の実施とセットで、法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
 - ・ 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
 - ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
 - ・ 平成23年度税制改正の施行時期は平成24年度からとする。
3. たばこ税
 - ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ1本に対し1円のたばこ臨時特別税を創設する。
 - ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
 - ・ 平成24年10月から平成34年9月までの措置とする。
4. 相続税
 - ・ 平成23年度税制改正（相続税増税＋贈与税減税）を確実に実施し、その施行時期は平成24年からとする。
5. 個人住民税
 - ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に1年につき500円引き上げる。
 - ・ 平成26年度分から平成30年度分までの措置（特別徴収については、平成26年6月から平成31年5月まで）とする。
 - ・ 平成23年度税制改正（給与所得控除等の見直し）による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成25年度分（平成24年分所得）からとする。
6. 地方たばこ税
 - ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ1本に対し1円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
 - ・ 平成24年10月から平成29年9月までの措置とする。
7. その他
 - ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」（仮称）、「復興特別法人税」（仮称）、「復興特別たばこ税」（仮称）とする。
 - ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。

[参考]

国

税

地 方 税

所得税付加税	0.6兆円/年(4.0%)×10年	= 5.5兆円	個人住民税均等割	0.03兆円/年(500円/年)×5年	= 0.15兆円
所得控除等の見直し	0.1兆/年×5年	= 0.7兆円	所得控除等の見直し	0.2兆	= 0.2兆円
法人税付加税	0.8兆円/年(10%)×3年	= 2.4兆円			
たばこ臨時特別税	0.2兆円/年(1円/本)×10年	= 1.7兆円	地方たばこ税引上げ	0.09兆円/年(1円/本)×5年	= 0.48兆円
		合計 10.4兆円程度			合計 0.8兆円程度

東日本大震災からの復興に向けた税制上の対応 (地方税)

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの

○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

東日本大震災に係る地方税における税制上の緊急対応として2度にわたり措置を講じているところであるが、その後の復旧・復興の状況等を踏まえ、さらに以下の措置を講ずる。

【個人住民税】

◎ 1. 住宅の再取得等に係る住宅ローン控除の特例

大震災により所有する居住用家屋が居住の用に供することができなくなった者が、住宅の再取得等をした場合において所得税における東日本大震災に係る住宅ローン控除の特例（住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率及び重複適用）の適用を受けたときは、現行の個人住民税における住宅ローン控除の対象とする。

◎ 2. 復興特別区域において施行される都市計画事業等に係る5,000万円特別控除等

(※所得税の措置の自動影響)

復興特別区域（仮称）において施行される都市計画事業等により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

◎ 3. 津波防災地域づくりに関する法律（仮称）の制定に伴う措置

(※所得税の措置の自動影響)

津波防災地域づくりに関する法律（仮称）の一団地の津波防災拠点市街地形成施設（仮称）に係る都市計画事業及び津波防護施設（仮称）に係る収用適格事業により土地等が買い取られる場合には、5,000万円特別控除等を適用する。

◎ 4. 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

(※所得税と同様の措置。個人事業税も同様に措置)

住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加する。

5. 被災市街地復興土地区画整理事業等に係る土地等の譲渡所得の課税の特例

(※所得税の措置の自動影響)

(1) 被災市街地復興土地区画整理事業が施行された場合において、個人の有する土地等について換地を定めない代わりに代替住宅等を取得した場合には、100%課税の繰延べを適用する。

(2) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、5,000万円特別控除等を適用す

る。

- ① 減価補償金を交付すべきこととなる被災市街地復興土地区画整理事業において、公共施設の整備改善事業の用に供するために土地等が地方公共団体等により買取られる場合
- ② 第二種市街地再開発事業の用に供するために土地等が地方公共団体等により買取られる場合
- (3) 特定住宅被災市町村の区域内にある土地等が、国税の改正法の施行日から平成28年3月31日までの間に、復旧事業の用に供する等のために地方公共団体等により買取られる場合には、2,000万円特別控除を適用する。
- (4) 次に掲げる場合に該当することとなった場合には、1,500万円特別控除を適用する。
 - ① 建築等の不許可に伴う買取りの申出に基づき土地等が都道府県知事等により買取られる場合
 - ② 公営住宅等の用地に供するための保留地として土地等が買取られる場合
- (5) 被災市街地復興土地区画整理事業又は第二種市街地再開発事業に係る土地等が、独立行政法人都市再生機構に代わって土地開発公社により買取られる場合には、軽減税率（2,000万円以下の部分について4%）を適用する。

6. 被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例

（※所得税と同様の措置）

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例等について、大震災により居住用家屋が滅失した場合には、当該居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を7年（現行：3年）に延長する。

7. 買換え特例の買換え資産に係る取得期間等の延長の特例

（※所得税と同様の措置）

居住用財産の買換えの特例等について、大震災のため、その買換え資産等を取得すべき期間内に取得等を行うことが困難となった場合には、その買換え資産等の取得期間等を2年の範囲内で延長する。

【法人事業税・法人住民税】

◎ 1. 復興特別区域制度に係る税制上の措置

（※法人税の措置の自動影響又は法人税と同様の措置。

ただし(3)②については中小企業者等について適用)

(1) 法人税の特別控除

平成28年3月31日までの間に東日本大震災により雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、指定期間（指定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間）内の日を含む各事業年度において、復興産業集積区域（仮称）内の事業所で雇用等をする被災者に対する指定期間内の給与等支給額の一定割合を税額控除できる制度を創設する（税額

控除率 10%、法人税額の 20%を限度)。

(2) 事業用設備等の特別償却等

復興産業集積区域（仮称）内において、平成28年3月31日までの間、東日本大震災により雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が取得等をした機械・装置及び建物・構築物について、特別償却又は税額控除ができる制度を創設する。

(3) 研究開発税制の特例等

① 復興産業集積区域（仮称）内において、東日本大震災により雇用機会が著しく不足することとなった地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成 28 年 3 月 31 日までの間に開発研究用減価償却資産の取得等をした場合に、即時償却できる制度を創設する。

② 上記①の対象となる開発研究用減価償却資産の減価償却費については、試験研究を行った場合の法人税の特別控除の適用を受ける場合、特別試験研究費として取り扱うこととする。

(4) 被災者向け優良賃貸住宅の特別償却等

復興居住区域（仮称）内において、住宅に大きな被害が生じた地域の住居の確保に寄与する事業を行う者として指定を受けた法人が、平成26年3月31日までの間に、新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、25%の特別償却又は8%の税額控除ができる制度を創設する。ただし、税額控除については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については4年間の繰越しができることとする。

○ 2. 被災代替資産等の特別償却の対象への二輪車等の追加

(※法人税の措置の自動影響)

被災代替資産に二輪車等を追加するほか、被災資産の範囲について、実質的に事業の用に供することができなくなったものが対象資産であることを明確化する。

3. 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却

(※法人税の措置の自動影響)

改正法の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をし、賃貸の用に供した場合には、5年間、割増償却ができる制度を創設する（割増率 50%、耐用年数が 35 年以上のものは 70%）。

【固定資産税・都市計画税】

◎ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋（土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して課税することが適当と認める土地及び家屋を除く。）について、平成24年度分の課税を免除する。

また、平成23年度の課税免除の対象区域内に所在する土地及び家屋であって、平成24年度は課税免除の対象でなくなったもののうち、土地及び家屋の使用状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する土地及び家屋について、平成24年度分の税額の2分の1を減額する。

◎ 2. 警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る平成24年度分の課税免除等

平成24年1月1日以後において警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域等に該当する区域のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成24年度分の課税を免除する。

また、平成23年度の課税免除の対象区域であって、平成24年度は課税免除の対象でなくなった区域のうち、避難等の実施状況等を総合的に勘案して市町村長が指定する区域内の土地及び家屋について、平成24年度分の税額の2分の1を減額する。

◎ 3. 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置

（独）中小企業基盤整備機構が、被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮施設（市町村に対して無償で貸与し、取得後1年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を平成25年3月31日までの間に取得した場合には、固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

◎ 4. 被災した一定の鉄道施設等の代替資産に係る特例

大震災による災害により滅失・損壊した一定の鉄道施設又は車両に代わる償却資産を、平成28年3月31日までの間に、災害復旧事業費補助の支給を受けて取得し、又は改良した場合には、課税標準を10年度分3分の2とする。

◎ 5. 被災した特定地方交通線特例の対象資産の代替資産に係る特例

大震災による災害により滅失・損壊した特定地方交通線特例（※）の対象であった鉄道施設に代わる固定資産を、平成28年3月31日までの間に取得し、又は改良した場合には、課税標準を4分の1とする。

（※）国鉄改革に際して無償で譲渡された一定の鉄道施設に対して講ずる特例措置

◎ 6. 津波避難施設に係る特例

平成27年3月31日までの間に、津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に規定する管理協定の対象となった津波避難施設について、避難の用に供する部分並びに誘導設備及び自動解錠装置に係る固定資産税の課税標準を5年度分2分の1とする。

◎ 7. 津波対策に資する港湾施設等に係る特例

津波防災地域づくりに関する法律（仮称）に規定する推進計画に基づき、護岸、防潮堤及び胸壁並びに津波避難用の構築物を平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得し、又は改良した場合には、課税標準を 4 年度分 2 分の 1 とする。

【不動産取得税】

◎ 1. 被災農地に代わる農地に係る特例

被災農地の所有者等が当該農地に代わる農地を平成 33 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、被災農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎ 2. 警戒区域内農地に代わる農地に係る特例

警戒区域内農地の所有者等が当該農地に代わる農地を警戒区域が解除されるまでの間に取得した場合等において、当該農地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎ 3. 被災事業者用の仮施設整備事業に係る非課税措置

（独）中小企業基盤整備機構が、被災事業者用の工場又は事業場の用に供する仮施設（市町村に対して無償で貸与し、取得後 1 年以内に当該市町村に無償で譲渡するものに限る。）を平成 25 年 3 月 31 日までの間に取得した場合には、不動産取得税を非課税とする。

【その他】

◎ 1. 復興特別区域における課税免除又は不均一課税に伴う措置

（※東日本大震災復興特別区域法（仮称）において措置）

復興特別区域制度（仮称）の創設に伴い、復興産業集積区域（仮称）内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人等に対して、認定復興特別区域計画（仮称）に記載された産業集積の形成等に資する事業に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合、当該地方公共団体の減収に対して、特例的に地方交付税により補填する措置を講じる。